

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

四国（愛媛）厚生年金 事案 1234

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店（現在は、C社が事業を承継）における資格取得日に係る記録を昭和43年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和20年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和43年3月21日から同年5月1日まで

D社がA社に吸収合併され、商品の片付けや新店舗の開店準備の間も毎日勤務し、いつもどおりに給料を受け取り、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、D社がA社に吸収合併され、商品の片付けや新店舗の開店準備の間も毎日勤務していたとしているところ、申立人の雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述から、申立人がA社B店に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同様に、D社において昭和43年3月21日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、A社B店において同年5月1日に被保険者資格を取得している複数の同僚が「申立期間の給与はA社から支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」としているところ、D社における被保険者資格喪失日は申立人と異なるものの、A社B店において申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、Eチェーンから支払われた同年4月分の給与明細書を所持しており、当該給与明細書において厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立期間当時、F社本社の人事課に所属し、D社からの転籍等に係

る手続を担当した者は、「申立人については、昭和 43 年 3 月 21 日以降の期間に係る給与は、F 社から支払われ、厚生年金保険料が控除されていたと考えて差し支えない。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 B 店における昭和 43 年 5 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万円とすることが妥当である。

一方、A 社 B 店は、申立期間直後の昭和 43 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、申立人及び同僚の供述から推認できる従業員数及び業種から判断すると、申立期間当時、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

また、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しているものの、申立期間当時、A 社 B 店が厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る申立期間の同保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1235

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は81万8,000円、申立期間②は40万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から81万8,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人から提出された預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年10月20日に破産管財人から、当該賞与から厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込

まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、上記預金通帳において確認できる振込額は、破産管財人から提出された更正配当表（労働債権）の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から40万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1236

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は60万円、申立期間②は60万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から60万円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、同僚から提出された預金通帳によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年10月20日に破産管財人から、当該賞与から厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額が振り込

まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、上記預金通帳において確認できる振込額は、破産管財人から提出された更正配当表(労働債権)の配当額と一致している上、当該配当表に申立人の氏名及び配当額が記載されていることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から60万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）厚生年金 事案 1237

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は47万6,000円、申立期間②は33万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和54年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日
② 平成15年12月26日

A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月及び同年12月に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、標準賞与額として記録されていないため、確認の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の当時の事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は、当該期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003 夏支給控除」により確認できる厚生年金保険料控除額から47万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、上記事務担当者から提出された「2003(1).12.26. 冬季賞与支給控除一覧」及び平成15年分給与所得の源泉徴収票等から判断すると、申立人は同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②に係る賞与については、申立人から提出された普通預金異動明細表によると、A社が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に破産管財人から、当該賞与から厚生年金保険料等を控除した後の金額と一致する金額

が振り込まれていることから、当時、未払となっていたことが確認できるところ、上記明細書において確認できる振込額は、破産管財人から提出された更正配当表(労働債権)の配当額と一致していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立人の当該賞与については、申立期間②に支給されるものであったと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記事務担当者から提出された「2003(1). 12. 26. 冬季賞与支給控除一覧」により確認できる厚生年金保険料控除額から33万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保存していないとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

四国（愛媛）国民年金 事案 539

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から48年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から48年1月まで

私は、A区役所において、自身で国民年金の加入手続を行い、年に数回に分けて国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、国民年金被保険者記録が無い。平成21年又は22年頃に、Bで生活していた頃の年金記録が漏れているとの郵便を受け取った記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市A区役所において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにおける各種の氏名検索の結果、D社会保険事務所（当時）の同手帳記号番号払出簿において、昭和45年4月頃、申立人と同姓同名の者に対して、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認され、当該検索結果及び同払出簿に記載された国民年金被保険者台帳の移管に関する記載内容から、当該記号番号が申立人に対して払い出されたものである蓋然性は存在するものの、当該記号番号に係る国民年金被保険者名簿及び国民年金被保険者台帳は保存されておらず、オンライン記録では、当該記号番号の記録が無いことから、当該記号番号に係る保険料の納付は確認できない。

また、申立人は、当初、「毎月納付書が自宅に郵送されて来て、区役所に行って、保険料を納付書により納付した。」と主張していたものの、申立期間当時のC市における国民年金保険料の収納方法は国民年金印紙の国民年金手帳への貼付及び同手帳への検認印の押印によるものであり、申立期間の保険料を納付書により納付することはできない旨を説明したところ、「どうだったか覚えていない。」と主張を変更しているほか、申立人が申立期間の保険料として

記憶する保険料額は申立期間当時の保険料額と一致しておらず、保険料を納付した区役所の窓口の場所についても、申立人の記憶とA区役所の回答が相違するなど、申立期間当時における国民年金保険料の納付状況についての申立人の記憶は定かではなく、納付していたことをうかがわせる供述が得られないことから、申立期間に係る保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人は、「E厚生労働大臣（当時）から年金記録が見つかったという手紙が送られてきたことを覚えている。私自身も忘れていた、Bの頃の国民年金の記録が見つかったという内容であったと記憶している。」と主張しているところ、オンライン記録において当該主張を裏付ける痕跡を確認することができない。

加えて、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1232（香川厚生年金事案 729 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 11 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで

A社を設立した昭和 48 年 11 月 1 日付けで、私の妻が社会保険事務所（当時）に対しても法人事業所としての届出及び私の厚生年金保険の被保険者資格取得に係る届出を行っており、私は同日から、同保険に加入していたはずなので、申立期間に係る資格取得日の記録訂正は認められないとする第三者委員会の決定に納得できない。申立内容は、本当のことなので、前回の申立てどおり、私の当該資格取得日に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、法人登記簿により、申立人は、昭和 48 年 11 月 16 日のA社の設立時から申立期間を通して同社の代表取締役となっていたことが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが認められるものの、i) 申立人は、同社に係る資料を一切保管しておらず、申立人に係る保険料控除に関する資料を得ることができないこと、ii) 社会保険事務を担当していたとする申立人の妻は、法人設立時の社会保険加入手続に関する記憶が明確でないこと、iii) 同社の前身であるB事業所において、同年 11 月 1 日時点で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、供述が得られた複数の従業員からは、法人設立時の社会保険事務所に対する届出及び申立人に係る保険料控除に関する供述を得られないこと、iv) 申立人の妻は、申立期間において、国民年金の強制加入被保険者となっていたが、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立期間直後の 53 年 4 月 2 日に、当該強制加入被保険者資格を喪失していることなどの理由から、既に年金記録確認香川地方第三者委員会（当時。以下、「香川委員会」という。）の決定に基づき、平成 23 年 3 月 24 日付けで年金記録の訂正

が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や情報は無いものの、申し立てている内容は本当のことであり、香川委員会の決定に納得できないとして再度申し立てている。

しかしながら、今回の申立人の主張のみでは、香川委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない上、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、かつ、連絡先等が判明した6人の従業員に照会を行い、1人の従業員から回答が得られたものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

そのほかに、香川委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国（香川）厚生年金 事案 1233

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 12 月 15 日から 37 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から同年 5 月 20 日まで
③ 昭和 40 年 5 月 6 日から同年 9 月 1 日まで

申立期間①は、A社に昭和 36 年 12 月 15 日から勤務していたにもかかわらず、同社における資格取得日が 37 年 7 月 1 日となっている。申立期間②は、B社に 38 年 2 月 1 日から同年 5 月 20 日まで勤務していたにもかかわらず、年金記録が無い。申立期間③は、C社（現在は、D社）における雇用保険の資格取得日が 40 年 5 月 6 日からとなっているにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日となっている。いずれの申立期間においても正社員として勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「昭和 36 年 12 月 15 日から、A社で正社員として勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録により、申立期間①当時、同社において厚生年金保険被保険者であることが確認できる同僚及び申立人が同社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚 14 人に照会し、6 人から回答が得られたが、このうち、申立人のことを知っていると回答した 3 人は、「申立人の入社時期は覚えていない。」旨の供述をしていることから、申立人の勤務開始時期を特定できない。

また、申立人は、「A社の寮に入っていた友人を頼って、昭和 36 年 12 月 1 日からその寮で寝泊まりさせてもらっていた。」と主張しているが、当該友人は既に死亡しており、供述を得ることができない。

さらに、前述の回答があった6人のうち2人が、「申立期間①当時、A社では、入社後3か月程度の試用期間があった。」旨、また、このうちの1人は、「厚生年金保険に加入する際に本人の同意を得ていた。」旨供述しており、同社では、申立期間①当時、入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立期間①当時のA社の事業主は既に死亡している上、同社は、昭和49年10月1日に解散していることから、申立人の申立期間①当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いに関する供述や資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、オンライン記録により、昭和31年7月1日から38年8月21日までの間にB社において厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先の判明した15人に照会し、9人から回答が得られたが、全員が申立人を知らないと回答している。

また、申立人が、申立期間②当時、B社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた3人の同僚については、同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

さらに、上記3人の同僚のうち1人は、「B社に数か月勤務したと思うが、勤務した時期や厚生年金保険に加入していたかどうかは分からない。申立人と一緒に勤務したかどうかは記憶に無い。」と供述している上、ほかの2人は、既に死亡しているため供述を得ることができない。

加えて、申立期間②当時のB社の事業主は既に死亡している上、同社は、平成7年12月20日に事業を廃止していることから、申立人の申立期間②当時の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いに関する供述や資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 申立期間③について、雇用保険被保険者情報及びD社から提出された失業保険被保険者資格取得確認通知書の記録から、申立人が、申立期間③において同社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、昭和40年2月1日から41年3月1日までの期間において、C社での厚生年金保険被保険者記録が確認でき、かつ、連絡先が判明した12人に照会し、6人から回答が得られたが、そのうちの1人は、「私は、正社員として入社したが、厚生年金保険料は、入社して1、2か月後から控除されたと記憶している。」旨供述し、別の1人は、「最初は臨時工で入社し、一定期間が過ぎた後に厚生年金保険に加入したと思う。」旨供述していることから、同社では、申立期間③当時、

入社後すぐには全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、D社は、「平成5年に会社業務を受け継いでいるが、申立人の申立期間③における厚生年金保険の取扱いについては不明である。」と回答している。

さらに、D社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和40年9月1日）は、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

四国（徳島）厚生年金 事案 1238

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 3 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで
申立期間について、A社（現在は、B社）にC職として勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の現在の代表取締役の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が同社において勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、事業所原簿及びオンライン記録において、A社は、昭和 49 年 11 月 1 日に新たに厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認できる上、申立人が、「同社を退社後、38 年間自営業をしていた。その自営業も 10 年前に辞めた。」旨供述していることから判断すると、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所になる前の昭和 41 年頃に退社したものと考えられる。

また、B社の現在の代表取締役は、「当時の資料は何も残っていない。申立人が勤務していたのは厚生年金保険の適用事業所になる前と思う。」旨回答している上、申立期間当時の代表取締役は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、「A社には、中学卒業後すぐに入社し、一度退社して 5 年ぐらいD、Eに行っていた。申立期間当時、F市の国民健康保険に加入していた。」旨供述しているところ、同市における申立人の国民健康保険の加入記録は、昭和 36 年 4 月 1 日資格取得、平成 17 年 10 月 20 日資格喪失と

なっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。